袖ケ浦市行政不服審査会条例（案）の概要説明

1　条例制定の背景

行政不服審査制度は、行政庁の違法又は不当な処分等に関し、国民が簡易迅速な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度です。

平成２６年６月、行政不服審査制度の公正性及び国民の利便性の向上等を図る観点から、その抜本的な見直しが行われ、全部改正された行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）が公布されました。

法においては、裁決の公正性等の観点から行政不服審査会が設置され、平成２８年４月１日から施行されます。

本市においても、法に応じた体制を整備するため、行政不服審査会を設置しようとするものであり、設置に当たり、法第８１条第１項の規定により袖ケ浦市行政不服審査会を置くため、新たに条例を制定するものです。

2　条例制定の目的

本条例は、「行政不服審査会」の設置に当たり、法第８１条第１項の規定により、「行政不服審査会」を置くことを目的とするものです。

3　施行期日　　平成２８年４月１日

4　近隣市の状況

木更津市：平成２８年４月１日施行予定
（平成２７年１２月議会上程）

君津市　：平成２８年４月１日施行予定
（平成２８年３月議会上程予定）

富津市　：平成２８年４月１日施行予定
（平成２８年３月議会上程予定）
市原市　：平成２８年４月１日施行予定
（平成２８年３月議会上程予定）

５　条例における基本的事項

第１条（目的）

本市に行政不服審査会を設置することについて規定するものです。

第２条（所掌事務）

審査会の所掌事務について規定するものです。

第３条（組織等）

審査会における委員の人数、委嘱、任期、再任等について規定するものです。

第４条（会長）

会長の設置、選任方法、その職務等について規定するものです。

第５条（会議）

審査会の会議の招集、定足数、議決数及び会議の非公開について規定するものです。

第６条（意見の聴取等）

審査会の運営上必要があるときに、委員以外の者の意見の聴取等について規定するものです。

第７条（守秘義務）

委員の守秘義務について規定するものです。

第８条（庶務）

審査会の庶務を行う部署について規定するものです。

第９条（委任）

審査会に関し必要な事項を規則で定めることを規定するものです。

附　則

条例の施行期日、袖ケ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を規定するものです。